

〔困〕高齢者支援課長寿支援係（☎内線1181・1182）  
 〔松〕住民福祉課健康介護係（☎内線2151・2152）

## 高齢者在宅福祉サービスののご案内

### ①福祉車両の貸出

車椅子を使用する要援護高齢者や身体障害者に乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸し出します。  
 ※ガソリンを満タンにして車両を返却してください。

### ②日常生活用具給付等

日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、在宅生活の維持や介護者の負担・軽減を図ります（介護保険の給付が可能な人は除きます）。  
 ※車椅子やベッドを貸し出します（ベッドの運搬は有料です）。

### ③日常生活用具給付等（防火用具）

65歳以上の在宅高齢者であって、防火などの配慮が必要な1人暮らしの人を対象とし、日常生活用具を給付します（生計中心者の所得税額に応じた費用の負担があります）。

※電磁調理器または自動消火器を給付します。

### ④高齢者おむつサービス

65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは認知症で常時失禁状態にある人が対象です。

※対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度が異なります。

※入院や短期入所などで在宅を離れると、休止または廃止となります。

### ⑤高齢者住宅改造補修費助成

65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の認定を受けている人が、在宅生活を維持するために住宅を改造・改修する場合に助成します（新築および増築の場合は助成の対象外です）。

※要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限があります。

※助成は対象工事費の6分の5の額です（助成は20万円を限度とします）。

### ⑥はり・きゅう・マッサージ助成

70歳以上の高齢者が市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受ける場合に助成します。

※申請により割引券を交付します（当該年度中に4枚を限度とします）。

※対象者の所得税額によって交付制限があります。

### ⑦配食支援事業（配食サービス）

65歳以上の在宅高齢者のうち、単身で

生活する人、高齢者のみで生活する人、日中独居となる人であって食事の用意をすることが困難な人を対象に、弁当の配達を通して状況把握と栄養改善を行います。

※昼食について週5回以内で利用できます（利用者負担があります）。

### ⑧タクシー料金補助

タクシー以外の交通機関を利用することが困難な高齢者などを対象にタクシー料金の一部を補助します。

※お住まいの地域により申請窓口が異なります（ご注意ください）（安中地域Ⅱ〔困〕高齢者支援課・松井田地域Ⅱ〔松〕住民福祉課）。

### ⑨見守り支援（緊急通報装置の貸与）

65歳以上の在宅1人暮らしなどの高齢者であって、健康状態や身体状況などの理由により緊急時の対応に不安がある人を対象に、緊急時に連絡がつながる装置を貸与します。

※家族をはじめとした協力者を緊急連絡先として登録します。

※固定電話の回線を使用して装置を設置します（固定電話の回線が必要で、通報時は通話料がかかります）。

### ⑩在宅訪問理美容サービス

65歳以上の在宅高齢者で、要介護4ま

たは5の人、あるいは要介護認定（要支援の認定を受けている人は除く）を受けている外出困難で、家族が高齢などの理由で支援を得られない人を対象に散髪してもらうことができる券を交付します。

※理容組合・美容組合の協力店が対象者の自宅を訪問して散髪を実施します。

※利用券を交付します（当該年度中に3枚を限度とします）。

### ⑪碓氷峠の森公園交流館「峠の湯」利用助成

市内の65歳以上の高齢者に対して当該施設の利用料の一部を助成します。

※宴会（事前に予約してあるものに限る）を利用する人、1人につき1,000円を助成します（当該年度中に3回を限度とします）。

### 申請窓口・問合せ

① ② 社会福祉協議会  
 （本所）☎38218397

（松井田支所）☎39313948

③ ⑩ 困高齢者支援課長寿支援係

（☎内線1181・1182）

〔松〕住民福祉課健康介護係

（☎内線2151・2152）

### ⑪ 峠の湯

☎38014000